

昇降機等定期検査報告書 引受日のご連絡

1. 令和2年度分 定期検査報告書 引受締切日(年度末) について

当協会の引受締切日は、保守(報告)会社様と当協会との契約約款
(10営業日以内に行政庁へ報告)に基づき設定しております。

報告先	当協会 引受締切日
横浜市	令和3年3月15日(月) 必着

※横浜市定期報告窓口の締切日：令和3年3月26日(金)

報告先	当協会 引受締切日
神奈川県内 (横浜市 除く)	令和3年3月18日(木) 必着

2021		3月				
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

当協会の引受締切日を超過した場合

報告先：横浜市・川崎市

行政報告(副本の報告済印) → “令和3年4月1日以降” となります。

3月中(年度内)に行政報告を希望する場合、特定行政庁の窓口へ直接提出(報告)することも可能です。

ただし、直接提出(報告)の場合は当協会の報告済証(ワッペン)は発行されません。 ※横浜市は受理票の発行。

お問い合わせ先

- 横浜市建築局建築指導部建築指導課定期報告 (TEL045-671-4541)
- 川崎市まちづくり局指導部建築指導課 (TEL044-200-2757)

報告先：神奈川県内(横浜市・川崎市除く)

行政報告(副本の報告済印) → “当協会の引受(受付)日” となります。

【注意】令和2年度の対象物件は令和3年3月末(年度内)までに報告がない場合、特定行政庁から所有(管理)者様へ督促通知が送付されますので、速やかに提出(報告)をお願いいたします。

2. 令和3年度分 定期検査報告書 引受開始日 について

指定月	引受開始日	3月中の“報告”はできません。
4月・5月	令和3年4月1日(木)～	

※3月中に提出(報告)された書類等は、一度返却させていただきますのでご了承ください。